

コロンバアヌスとベネディクトゥス：中世修道院史におけるコロンバアヌスの地位

竹内, 直良 / Takenouchi, Naoyoshi

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

10

(開始ページ / Start Page)

14

(終了ページ / End Page)

43

(発行年 / Year)

1957-12-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011838>

コロンバアヌスとベネディクトゥス

—— 中世修道院史におけるコロンバアヌスの地位 ——

竹 内 直 良

序

コロンバアヌスとベネディクトゥスとは共に六世紀に活動した修道者として中世キリスト教史に有名であるが、この二人の性格、活動、及び修道戒律は極めて著しい而も興味ある対照をなしているように思われる。尤もベネディクトゥスは六世紀の前半期にイタリアに住み、コロンバアヌスは同世紀後半から七世紀初にかけてフランクで伝道しているから二人の間には距離的にも時間的にも多少の隔りはあるが、当時にあつては両者の編纂した修道戒律は夫々多数の支持者を持って居り、延いてはこれがケルト的、ローマ的両修道生活様式の勢力圏を示すものであった。然るにコロンバアヌスの戒律はこれに半世紀先んじて作られたベネディクトゥスの戒律に僅か一、二世紀のうちに駆逐されて全く消滅し、コロンバアヌスは単にアイルランド出身のフランク地方における伝道者又はリュクセイ、ボビオの修道院建設者としてその名を留めたに過ぎないが、ベネディクトゥスは以後西方修道院の祖として永く尊崇され、ベネディクト修道会のカトリック諸教団中重要な一存在として現在に至っている。かかる両勢力の激変は一般に知られる如く両者の戒律そのものの内容に原因することはいうまでもないが、単に戒律のみが二人の業績を決定する要件であらうか。他に認むべきものはないか。更に又、コロンバアヌスの存在は中世キリスト教發展の上にどのような意味を持っているであらうか。この小文はこれらの問題に対する私の貧しい所見であるが、然しこれによってケルト的キリスト教がローマ的教会の諸制度の中に包含され、遂に西欧全教会が教皇に統一されて行く過程の一小部分を多少なりとも明かにすることが出

来るのではないかと思う。この意味から、以下二人の活動とその範囲、両戒律の内容、ローマ教皇との関係の三点につき主としてコロンバアヌスを中心にして考えて見たい。

一

ベネディクトゥス (Benedictus, 480—543)⁽¹⁾ はその戒律製作の事業を除いては殆んど目ぼしい活動を演じていない。最古にして唯一の彼の伝記であるローマ教皇グレゴリウス一世の「対話篇」第二書によれば、彼はイタリアの Nursia の貴族の家に生れ、勉学の目的でローマに來たが同市の墮落した風潮を嫌って遁世の志を起し(以上序文)、乳母を伴うて Enfide に來り、次いで單獨ローマから四十哩離れた Sublacus (Subiaco) に至って洞窟内に隱遁生活を行うこと三年、その間 Adeodatus と称する院長の主宰する修道院に住む Romanus が運ぶパンで日々を送った(第一章)。

然るに彼の徳行が次第に知れ渡り、附近の一修道院 (Vicovaro 修院と云わる) の院長に推薦されて止むなくその職に就いたが、彼の指導が嚴格に過ぎるといふ非難をうけ却って毒殺される危険を感じたので、同所を去って再び以前の孤独生活に戻った。然しスピアコでは彼を慕う弟子たちが日毎に増加したので彼はここに十二の修道院を設け、夫々に院長を指名して十二名の修道士を与え、彼又少数の弟子を手許に置いた(第三章)。然るにその後彼の名声が益々高まるにつれて附近の教会の司祭 Florentius の嫉妬をうけ又もや毒殺されんとし幸に事なきを得たが、遂に意を決してこの地を見捨て僅少の弟子と共に Casinum (Montecassino) に移り、土民の信仰するアポロ神殿を改築して修道院とした(第八章)と記されており、次に同地におけるゴート王トデラとの会見(第十四、第十五章)、妹 Scholastica との面会(第三十三章)、戒律の作製(第三十六章)、最期(第三十七章)についての記述がある。これによって察すれば彼の生涯は俗界を逃れた隱遁生活への追求に終始し、異教に対する積極的な或は攻撃的な精神は殆んど見れない。而もその行動範囲は中部イタリアの至って小さな区域に過ぎなかったのである。

グレゴリウスはこの第二書「聖ベネディクトゥス伝」を執筆するに際し、Constantius (ベネディクトゥスの後継者)、Simplicius (第三代院長)、Honoratus (現院長)、Valentinianus (多年ローマのラチラン修院長たりし人) などから資料を得たと云う。⁽²⁾ 然しグレゴリウスがこの「対話篇」を書いたのは五九三年末から五九四年春であらうと云われているからベネディクトゥ

ス死後半世紀の作であり、而も同書は事実を正確に描写するよりも、むしろ信仰の書としてカトリシズム宣伝のため諸聖者の奇蹟をことさらに記述するのを目的としたように思われる。この態度は本文中にも自ら反映しており、第一書、第十章の「トゥデルテナ市の司教フォルトゥナトゥスの伝 (De Fortunato Tudertinae Civitatis episcopo)」の中に、グレゴリウスが同市に住む無名の古老から奇蹟談を聴くのに熱中したことが記されてある。更にこの第二書にあって、ベネディクトゥスが祈禱によつて山上から水を湧出させたこと (第五章)、「ゴート人が水中に落した鎌 (falcastum)」をベネディクトゥスが通力を以て浮き上らせたこと (第六章)、「弟子 Placidus」が溺死しようとした時ベネディクトゥスの命を承けて救助に赴いた Maurus が水上を歩いたこと (第七章)、修院建設の際彼の祈りによつて巨石が持上ったこと (第九章)、倒壊した垣の下敷となり骨折の重症を負うた若い弟子が彼の祈禱によつて直ちに健康体に復したこと (第十一章)、ベネディクトゥスは院外における修道士の行為を看破する眼力を持っていること (第十三章)、悪鬼になやむ一聖職者が彼によつて回復したこと (第十六章)、モンテカシノ修道院が将来破壊されることの予言 (第十七章)、修院から祝福をうけず無断で帰郷した若い修道士が死後葬られた後、死体が墓から自然に吹き上げられたに拘らずベネディクトゥスの祈の力によつて無事地中に戻ったこと (第二十四章)、ベネディクトゥスが一奴隸の象皮病 (原文 *morbus elephantinus*) を直ちに治癒したこと (第二十六章)、祈禱によつて桶に油を充たしたこと (第二十九章)、「一修道士の悪鬼を追出したこと (第三十章)」、アリウス派に属する Zala と称するゴート人に縛された一農民がベネディクトゥスの一瞥のみで解放されたこと (第三十一章)、「一農民の死んだ息子を蘇生させたこと (第三十三章)」など全三十八章中大部分が奇蹟談である。従つて本書に見えるベネディクトゥスの行動そのものに對しても兎角疑問を持ちたくないものであるが、他に求むべき史料がない以上、我々は本書の記事を以て一応満足しななければならないであらう。

ベネディクトゥスと異つてコロンバヌス (Columbanus, d. 615) の活動舞台は極めて廣大である。彼の生涯に関する最古の史料は Jona (c. 600—659) が六四三年或はそれ以前にリュクセイ (Luxovium, Luxeuil) の第三代修道院長 Waldebertus とボビオ (Bobium, Bobbio) の第四代修道院長 Bobolenus に提出した「聖コロンバヌス修道院長伝 (Vita S. Columbani Abbatis)」であらう。ヨナはボビオの修道院に六一八年に入つたからコロンバヌス (六一五死) から直接教を受けたわけではないが、著作の年はコロンバヌスの死後二十八年以内であるから、グレゴリウスのベネディクトゥスに對する場合よりも時間的な隔りは短く、ボビオの第二代修道院長 Atala, リュクセイの第二代修道院長 Eustasius などその他親しくコロンバヌスに接した人々から資料を得て居り、又作中の人物批評に

つては勉めて公正な態度を持しようとしているから、この伝記は比較的正確なものと認めてよいであろう。(Et si me quempiam laudare repererint qui adhuc superis junctus sit, non me adulatorum putent, sed rei bene gestae disertorem, ... Prologus Auctoris, p. 1012—1013.) もとよりコルンバヌスが行ったと伝えられる数々の奇蹟はここにも記されて居り、特に侍童 *Domoalis* のために祈禱によって岩から清水を湧き出させたという話は (p. 1021—1022) ベネディクトゥスの行った奇蹟と極似する(対話篇、第二書、第五章)。けれどもヨナはコルンバヌスの行動を忠実に描写し、その間に数個の奇蹟を織り込ましたのであって、全体の物語の進行にはさほど目障りとなっていない。(彼は又、「ブルグンドフアラ伝」を著しているが、この中に修道女の修院脱出というような修道思想宣伝には甚だ不利な事実をも記していることは、史家としてのヨナの学的良心を知る参考なるであらう)。

コルンバヌスはアイルランドのレンスター (*Lagenorum terra incolae, Leinster*) に生れた。少年時代に一人の訓戒をうけて遁世の志を起し、*Connogellus* (*Connall*) の主宰する *Banchor* (*Bangor*, ダウン州) の修道院に入ったが、単調な孤独生活を嫌い、同志十二名を引率して大陸への伝道に志し(年二十才、*Jona*, p. 1017)ブリタニアを経てフランク領ガリアに入り、オーストラシア、ブルグンディアを支配する *Guntram* の庇護をうけて *Vosagus* (*Vosges*) 地方の古城 *Anagrates* (*Annagray*) に、次いで *Luxovium* (*Luxeuil*)、*Fontana* (*Fontaine*) に修道院を建設した。かくてコルンバヌスはこの三院に集り来った多数の弟子を指導しつつ彼等が終日終夜連続的に祈禱する様手配し、又、修道戒律 (*Regula coenobialis*) を作ってその生活方針を定めた。遙か西欧一隅の島国から来て多くの修道士を短時日に集め、これを教育したことは彼の優れた手腕を示すものであるが、この頃コルンバヌスは外部の複雑な政治界に関係しなくなつた。これはベネディクトゥスが周囲の修道士や司祭から嫉まれたような小さな事件ではなく、彼の場合は当時のフランク王室内の葛藤に巻き込まれたことから始まる。

コルンバヌスがアイルランドからガリアに来たのは五九〇年代の初めであるが、当時はクロヴィスがフランク王国を建ててから百年程経過した後で、国土はその孫 *Chilperich*, *Guntram* (*Gonttram*), *Sigibert* (*Gigbert*) の三兄弟に夫々分領されていた (*Neustria*, *Burgundia*, *Austrasia*)。この中 *Chilperich* と *Sigibert* の王妃は夫々

Galeswintha, Brunhilda (共に西ゴート王 Athanagild の娘)であつたが、チルペリックは愛人 Fredegunde に唆かされてガレスウィンタを殺した結果、ブルンヒルダとフレデグンデとの不和は延いて両国の対立となり、フランク国内はとかく不穏であつた。コロンバヌスを保護したグントラムは五九二年に子なくして死し、その遺領(ブルグンディア)はシジバートとブルンヒルダとの子 Childbert II (アウストラシア王)に併合され、チルデバート死して(五九五)その子 Theudebert II はアウストラシアを、Theoderich II (Thierry II) はブルグンディアを領したが、後者の王宮内で絶対権力を持つものは祖母のブルンヒルダであつた。テオデリックは初めコロンバヌスに好意を持っていたが、素行修まらず、六〇七年ゴート王女 Erenberga と結婚したに拘らず翌年これを棄てて放縱な生活に入つた為、屢々コロンバヌスに訓戒された。一方ブルンヒルダはテオデリックが正妻を持つことによつて王宮における己の権力が失墜することを恐れ、暗にこれを擁護する態度に出たので、自然コロンバヌス、ブルンヒルダ間の不和を生じ、テオデリックは祖母に組した。かくてコロンバヌスと二人との衝突は避け難いものとなり、前者は後二者を破門し(彼は司教でないから原則としてはこの権限はない)、一方太后ブルンヒルダはフランクの司教たちを味方としてコロンバヌスと彼がアイルラントから伝えた異国的な宗教上の諸慣習を非難すると共に、「従来王室がコロンバヌスの修道院に与えていた一切の恩恵を停止する」旨を説く、更に彼を Vesontio (Besançon) に住ませ王命を待たしめたが、彼はこの際離國を決意し、少数の弟子を伴うてリュクセイル修道院を去つた。

彼のこの退去は六一〇年であるからブルグンド地方の滞在期間は約二十年といふことになるが、この間彼は王室貴族を初め一般庶民より篤く崇敬され、或は己の子弟の教育を彼に委ね、或は自ら彼の前に懺悔告白をなし、清純な生活を送らうとするものが日々増加したに拘らず、遂にかかる結果を来した理由は、彼がアイルランド人としての自己意識が極めて強烈であり、アイルランド風の修道思想を徹底的にこの地に実施しようとしたので、現地人の反感をうけた為と考えられる。云うまでもなくアイルランドにあつてはキリスト信者の生活そのものが修道生活であり、又所謂修道者と称せられるものは特に厳格な禁欲生活を喜ぶのに反し、フランクにおける当時のキリスト信仰は全く形式化し、内面的靈的問題まで思考することを好まない。コロンバヌスが「処罰の程度に関する書」(De poenitentiarum mensura taxanda liber)を著しこれが矯正につとめたのもかかる事情によるものであるが、フランク人にとってはこうした

窮屈極まる異国的な信仰生活は望ましからず、且この地方ではあり勝ちなテオデリックの品行問題を執拗に攻撃されることも亦不快である。要するにコロンバヌスのフランク王国退去はアイルランド的、フランク的という二つの宗教生活様式（特に後記する復活祭の問題を伴う）の相異に原因するが、之に加えて一方にはメロヴィンガ朝の歴史を通じて最も権謀術数に長け、王宮内で辣腕を振ったブルンヒルダがあり、他方には精力的で非妥協的な而も性急に事を処理せんとするコロンバヌスが居たことが万事を不可避的な方向にまで進展させた理由があったと考えられる。——彼が司教でもなく、王や太后を破門にしたことなども、彼の性格の一端を示すものであらう。

これよりコロンバヌスは王命を受けた *Ragamundus* の引率する一隊に護衛されて *Augustodunum* (*Autun*), *Cavalo* (*Avallon*), *Autissiodorum* (*Auxerre*) を経過し、*Nivernum* (*Nevers*) からロアル河を下って *Aurelianum* (*Orléans*) を通り、*Turones* (*Tours*) で聖マルティヌスの墓に詣で、*Nannetes* (*Nantes*) からフランクの地を離れようとしたが（この時リュクセイの弟子に宛てた書簡 *Epistola ad discipulos et monachos suos* を書く）、暴風に悩まされて船は進まず、再び上陸して *Chlothar II*（ニューストリア王、かのブルンヒルダと対立したフレデグンデの子）の王宮に立ち寄り、次いでフウストラシアの *Theudebert II* の許に行き、ラインを溯ってスイスに入り、コンスタンス湖畔に定住して偶像崇拜の原住民を教化したが、右のセウデバートがテオデリックのために *Tulbiacum* (*Tolbiac*, *Zulpich*) の戦に敗れ（六一二）、間もなく殺されるに至ってもはやフランク内に永住する気なく、遂に意を決して弟子 *Galus* (*Gall*, アイルランド人) をこの地に残し、自らは弟子 *Attala* と共にアルプスを越えてイタリアに入り、ロンバルト王 *Agilulf* からゴビオの地が与えられ、この地で一年後六一五年死んでいる。

以上によって見れば、コロンバヌスの活動はベネディクトゥスに比すべくもなく雄大であり、その足跡は中部ガリア、ライン上流、スイス地方より北イタリアにまで及んでいる。而もこの間彼に接するものはグントラム、テオデリック二世、クロタール二世、ブルグンド王室の権力者ブルンヒルダ、更にロンバルド王アギルフなど当時の代表的人物であり、これらの諸王はすべて大なり小なりに彼から宗教的感化をうけて居ることは、ベネディクトゥスが単にゴート王トティラと会見したに止るが如きと大なる相異である。従って、かのベネディクトゥスがスピアコ、モンテカシノと移住しつつも比較的平和な生活を送り、妹スコラスティカと夜を通じて静かな会話をつづけたという様な経験をコロン

バアヌスは持たず、生涯を通じて最大の努力を払ったリュクセイの修道院に永住することは許されず、貴族司教たちに憎悪の眼を以って遇せられながらイタリアへ去っている。ヨナによれば「彼がリュクセイ退去の際は食料の欠乏甚しく、オルレアン市においては各教会は門戸を閉じて彼を避け、弟子の Potentius 及び他の一名が市中を駆廻ったが容易に食物を得ることは出来なかった。」とある。尤もヨナは附記して「一般人がコルンバアヌスの奇蹟を知って内心は尊敬しつつも、王の怒を怖れて心ならずもこのアイルランドの聖僧と関係づけることを遠慮した。」と云っているが、恐らく宗教界は勿論のこと一般庶民でさえも、この西方島国からの他国者に対して一種の憎悪感を持ち、彼はかなり広範囲に亘って孤立せざるを得ぬ状態にあったと想像されるのである。

ところで彼がここまで追いつめられたことは右に述べたような単なる生活様式の相違という問題だけではなく、彼の極めて激しい気象、無遠慮な態度が世人の反感を買ったことも考えねばならないであろう。コルンバアヌスがバリの郊外でブルンヒルダからテオデリックの子供らに祝福を与えられんことを請われた時、彼は答えて「これ等は淫売屋より出たるものなれば、王位をうけることなかるべし」と知れ。(At ille: nequaquam, inquit, istos regalia sceptrasuscepturos scias, quia de Iupanaribus emeruerunt.)⁽¹¹⁾と云い、ブルンヒルダを激怒させた。又、リュクセイ退去後、ツールで司教 Leuparius の招待をうけた時、食卓で司教から「何故に郷里に帰還さるるや」と問われて「テオデリックの犬めが我が同志たちより我を放逐せり。(Canis me Theodericus meis a fratribus abegit.)」⁽¹²⁾と云っている。このような向う見ずの言動が彼の永年にわたる努力の結果を水泡に帰せしめた大きな原因ではなかったかと思われる。

彼が少年時代、出家の希望を母に告げた時、母は涙に濡れ闕の上に身を投げ伏して彼の決意を籲えさうとしたが、彼は母の身体を踏み越え、「この世では再び会わぬであろう」と云いつつ去つたといふ。⁽¹³⁾修道思想が流行した当時には、我々にとっては非常識極まる而も残酷とまで思われるこのような行為も、何ら珍しからぬ、むしろ褒むべきことであつたかも知れない。然しここにもコルンバアヌスの性格の一端が現れている。

けれども以上の理由によって、コルンバアヌスの伝道事業は無効に終つたということとは出来ない。コルンバアヌスの人は追放されたけれども、リュクセイの修道院はその後とも榮え、彼の後には Lerinum の修道院に居た Attala (彼は

ブルグンド人である⁽¹⁴⁾が之に代る予定であつたが師コロンバヌスに従つて上記の如く共にポビオに來り、コロンバヌスの死後ポビオの院長となり、一方リュクセイの院長は Eustasius (元バンゴールの修道士で、さきにコロンバヌスと同行した人) となり、次いで Waldebert がその後を襲うた頃、同院は益々隆盛に赴く一方、各地にコロンバヌスの精神を継承する修道院が現われてくる。即ち

Mugra (Grand-Morin), Alba (Aubetin) 両河間に Burgundofara の建つた Eboriacum (Faremontiers) の修道院

Elegius が建つた Solemiacum (Solignac) の修道院

Berthoara の建立した Bituricae (Bourges) 修道院

Theodulfus Bobolenus が右のブルジュ附近に数個の修道院を作る。即ち Milmandra (Marmande) 河上の一島に、同河畔 Carentonum (Charenton) に、Albeta (l'Aubeis) 河畔の Gaudiacum に、Nivernum (Nevers) 市附近に⁽¹⁵⁾

Ado の設立した Jouarre の修道院⁽¹⁶⁾

Dado (Ouen, Andoen) の建設した Rebais の修道院⁽¹⁷⁾

Deicolus (Diel) の建つた Lutra (Lure, Lutre) の修道院

Audomar (Omer) が Sithiu に建つた St-Bertin の修道院⁽¹⁸⁾

Ermenfried の設けた Cusance の修道院

などはその重なるものであらう。但し右の設立者及びその弟子たちはコロンバヌスその人に対する尊敬と思慕のあまり修道生活に身を投じたもので、いずれもコロンバヌスの戒律を日常生活の基準としては居るが、これらの修道院相互間には何等の精神的融合も連絡もなく、個別的な、云わばばらばらな存在に過ぎなかつた。而も彼等がフランスやスイス、北イタリアなどにおいて、アイレルランド的な、即ち異国的な生活様式を護つて行かねばならぬところに無理があつたように思はれる。従つて時代を経るに従い、コロンバヌスの生活が次第にこれらの地方から払拭されていったのは止むを得ぬことであつた。

二

コロンバアヌスもベネディクトゥスも共に戒律を編纂して修道士の生活を規定している。このうち、ベネディクトゥスの戒律については既に翻訳や研究などが発表されているから、⁽¹⁹⁾ 本小文ではコロンバアヌスの戒律を主にして、両者を比較検討したいと思う。⁽²⁰⁾

ベネディクトゥスの戒律は全七十三章、その内容は整然としており、各章の記述は孰れも具体的であり、且、懇切である。これに反してコロンバアヌスの戒律(全十章)は不整備であり(特に第十章は著しく尨大である。)、修道士の精神生活を重視し、彼らの行動を常に監視して処罰を厳にするが、修道院の統制、集团的修道生活の方法、相互の關係、融和などに関しては殆んど注意を払っていない。

十章の内容は、第一章(服従)、第二章(沈黙)、第三章(飲食)、第四章(清貧と、食欲の抑圧)、第五章(虚榮の抑圧)、第六章(貞潔)、第七章(祈禱の順序)、第八章(熱慮慎重)、第九章(禁欲)、第十章(各種の罪過)である。

先ず修道生活の三大要件である服従、清貧、貞潔について比較して見ると

服 従

ベネディクトゥスの第五章、コロンバアヌスの第一章に見え、共にルカ伝一〇ノ一六「汝等に聴く人は我に聴くなり」の句を引用して年長者の命令には直ちに服従すべきことを規定する。

ベネ、「謙遜の第一階梯は猶予なく服従することなり。(Primus humilitatis gradus est oboedientia sine mora.)」服従とは……長上より何らかの命あるや、神より命ぜられし如く思ひ、一刻も遅れず実行するが如き、即ちこれなり(Haec convenit his qui……mox aliquid imperatum a maiore fuerit, ac si divinitus imperatur moram pati nesciant in faciendo.)」

コル、「次に年長者の最初の言葉に対し《年長者が云ひ初むるや否や》、これを聞きし一同は服従すべく起立せざるべからず。何となれば服従は神に献げられしものなればなり。(Deinde ad primum verbum senioris omnes ad obediendum audientes surgere oportet : quia oboedientia Deo exhibetur, ……)」

ベネ、「服従は」弟子たちより善意を以て《神に》献げられざるべからず。何となれば神は喜びて与ふるものを愛し給へばなり。(Et cum bono animo a discipulis praeberi oportet, quia hilarem datorem diligit Deus)」

コル、「如何に辛く困難なりとも、情熱と喜びを以て受け入るべし。(……, quamvis durum et arduum sit, sed cum fervore et laetitia accipiendum est.)」

かくの如く、服従に対する見解は両者全く同一であるが、唯重大な相異点は、ベネディクトゥスにあっては、服従することによって「修道院に住み、修道院長を首長とすることを希望する (in coenobiis degentes, abbatem sibi praesae desiderant.)」であり、更に第二章の「修道院長は如何なる人であるべきか」において詳細にその職責を定めているが、コロンバヌスにおいては単に年長者 (Senior, この語は単数形で唯一回のみ使用されている) に服従することを命ずる。つまり前者は修道院の組織と命令系統とを重んじ、すべて修道院長に統率されることを言外に含めるのであるが、後者コロンバヌスでは、当時の修道院 (即ちリュクセイの) の年長者は自己即ち院長であり、自己の自由意志によって院内万端の事務は運営されて行くから、前者の如く特に院長の権威を強調し、又院長によって統御される一修道院なるものを推定する必要はない。要するにコロンバヌスの戒律は、コロンバヌスという強力な権力者の存在下にあるのみ施行さるべき便宜上の、云わば当座の規定であつたように思われる。⁽²²⁾

貞潔

ベネディクトゥスの戒律には第四章に「貞潔を愛せ。(Castitatem amare)」の一句があるのみであるが、コロンバヌスは第六章にマタイ伝五ノ二八に見える「色情を起さんとして婦を見る人は既に心の中に之と姦淫したるなり」の句を引用し、貞潔を単に肉体に止めず精神の問題とする。されば「もし心に貞潔たらずんば肉に貞潔たりとも何の利あらんや。(Et quid prodest virgo corpore, si non sit virgo mente?)」とさえ云うのである。我々はここにもコロンバヌスの妥協を許さぬ強烈な性格を見出すのであるが、一方これに対してベネディクトゥスが貞潔の問題を単に一語に止めたのは聊か異様に感ずるけれども、もしベネディクトゥスの修道院が修道士に Stabilitas (修道院定住、第五十八章、第六十一章) と Conversio morum suorum (操行改遷、第五十八章) とを強制し、院長の下に強力な

組織の中に立つならば、貞潔という困難な問題は自ら解決される筈である。つまり前者は個人の自律的な貞潔を要求するが、後者は統制ある集団生活内にあって自ら行わるべき貞潔を示そうとするのである。

清 貧

ベネディクトゥスは第三十三章の「修道者は私有物を持つべきか」において院長の許可を得ない一切の私物を禁じ、第五十五章「修友の衣服、靴について」において私有物を禁ずる一方、日常の必需品である上着 (Cuculla) 下着 (tunica) 靴下 (pedules) 靴 (caligae) 帯 (bracile) 小刀 (cullellus) 錐 (graphium、実はペンの代用) 針 (acus) はんけち (napula) 書板 (tabulae) が院長から与えられる。又入院時には所有財産を「或は予じめ貧者に与えるか、或は正式に修道院に寄附し、みずからは一切何物をも保有せざる (aut erogat prius pauperibus, aut facta solemniter donatione conferat monasterio, nihil sibi reservans ex omnibus.)」ことを第五十八章に定める。然るにコルンバヌスはかくの如く清貧生活の具体的内容を示すことなく、その戒律第四章に「まことに彼等が余分のものを持つことのみならず、《持たんと》欲することも非難すべく、その財産《を云ふ》に非ず、《その》意欲《そのものが》問題となるなり。(Nimirum dum non solum superflua eos habere damnable est, sed etiam velle : quorum non census, sed voluntas quaeritur)」と云ふ、更に「修道士にとりて食欲は癪病《の如きもの》なりと知れ。(scientes lepram esse cupiditatem monachis, ……)」として、あくまで精神の問題に重点を置いている。

その他コルンバヌスの戒律にあっては、第二章「沈黙について」の項においても「《云ふことが》可能なりし時に、正しき《言葉》を云ふを欲せず、却って多弁を以て、邪悪なる、不正なる、汚れし、無益なる、有害なる、不確実なる、虚偽の、鬭争的なる、侮辱的なる、不潔なる、作り話の、不敬なる、暴々しき、ひねくれたる《言語》を語ることを好むものは、正しく罪惡とせむべきなり。(Iuste damnabuntur qui iusta dicere noluerunt cum poterunt; sed mala, injusta, impia, inania, injuriosa, incerta, falsa, contentiosa, contumeliosa, turpia, fabulosa, blasphemata, aspera ac flexuosa loqui garrula verpositate maluerunt).』と述べ、又、第五章「虚栄心を制圧すべきこと」においても、ルカ伝一六ノ一五、一八ノ一一の句を引用し、人の中に高くせらるるもの、即ち自らを正

しとするバリサイ人の態度を例に挙げて虚栄と高慢とはすべての善の破壊者 (interemptrix) であるとす。

又、第九章にあつても苦行や禁欲の具体的内容は説かず、「修道者は裁く者ではなく、常に裁かる者の地位に立ち、口論することなく、他人の忠告 (Consilium) を聞いて之に服従すべき」ことを説いている。且、「傲慢にして頑迷なる素質のものには堪え難き苦行も、謙遜し柔和なることを喜ぶものには慰藉となる。(Mortificatio quoque, superbis ac duris intolerabilis, illi est consolatio, cui hoc solum placet quod humile ac mansuetum est.)」と、「その故に苦行に三つの方法あり。心を乱さず勝手なる言辭を弄せず、『己が欲する』何処へも行くが如きことを絶対になさざること (好き勝手なことを行ふの意か) (《即ちこれなり》) (Mortificationis igitur triplex est ratio, non animo discordare, non lingua libita loqui, non ire quocquam absolute.)」と、このようにあくまで内面的、精神的な生活のみを強調するのである。

かく觀察してみると、コルンバアヌスは修道士が行動を開始する以前に先ず内省すべきことを要求していることが認めれるが、かかる内省の為に彼は第八章「熟慮慎重について (De discretione)」において、善と惡とを識別する能力をめら神から与えられるよう祈るべきであるとし、その善惡の内容について述べている。

これを要するに、コルンバアヌスはリュクセイの修道院において、配下の修道者に対し先ず内省的自律的な生活を奨励したが、共同生活に必要な日々の祈禱や作業に関する時間的区分の如きは第二義的なものと考へたのではなからうかと思はれる。そうしてかかる自律的内省が必要であつた理由は、コルンバアヌスの修道院において各修道士は通常夫々の個室に住んでいたためであらう。コルンバアヌスの戒律第七章に「されど祈禱するものは定められし時に一同直ちに集合す、という定時祈禱の順序 (次第) を心得置くべく、これが終了後、各々は自己の個室にて祈禱せざるべからず。

(Sed quia orationum canonicarum noscendus est modus, in quo omnes simul orantes horis convenient statutis, quibusque absolutis unusquisque in cubiculo suo orare debet;）」とあり、又同第十章には「cella」

「cellula」の文字が使用されてある。⁽²³⁾これはベネディクトゥスの戒律第二十二章に「各々は各自の寢台に眠るべし。

……もし出来得ればすべての者が同一の場所に寢をとれ。(Singuli per singula lecta dormiant. …… si potest fieri, omnes in uno loco dormiant.）」とあり、所謂寢室 (Dormitorium) が設置されていたことと対照をなして

いる。(つまり前者には未だ東方的修道生活様式が残存し、個別的な瞑想や祈禱の時間があつたのに反し、後者においては集団的共同的な生活(修道院は所謂 *Congregatio* であるという觀念に立つ。戒律第三章を見よ。)に主眼点があつた事が察せられるのである。

次に毎日の飲食物、睡眠について見る。

食事、コロンバアヌスの戒律第三章によれば、「修道士の食物は廉価(《通常品》)にして夕刻なるべし(《夕刻にとるべし》)。満腹と飲物の酩酊とを避けよ。(Cibus sit vilis et vespertinus monachorum, satietatem fugiens, et potus ebrietatem.)」又、『野菜類、水を混じたる澱粉、調理されたる少量のパンを添ふ。腹にこたえることなく、心を抑へる(《氣を重くする》)ことなからしめよ。(Olera, legumina, farina aquis mixta, cum parvo panis paximatio, ne venter oneretur, et mens suffocetur.)』とある。一方ベネディクトゥスの戒律には第四章に「大食せざるべし(Non multum edacem.)」と規定しつつも、更に第三十九章では「約一リブラのパンは一日(《の食料》)に充分なるべし、これは(《一日》)一回食事の時も、中食夕食の時も。(Panis libra una propensa sufficiat in die, sive una sit refectio, sive prandii et cenae.)」副食物についても同章に「すべての修道士にとりて煮物二品にて充分なるべし。又もしあらば果物、新鮮なる野菜を第三品として附加すべし。(Ergo duo pulmentaria cocta fratribus omnibus sufficiant; et si fuerit unde poma aut nascentia leguminum, addatur et tertium.)」と記されてゐる。次に飲物としては同じくベネディクトゥスの戒律第四章に「乱酔せざるべし(Non vinolentum.)」とあり、更に第四十章に「一日一ヘミナの葡萄酒にて各人は充分なりと信ず。(Credimus heminam vini per singulos sufficere per diem.)」と記されてゐる。一方コロンバアヌスの戒律では、前記のように「酩酊をさけよ」との規定はあるが、当時の彼の修道院ではビールが常時飲用されていた。故に飲食に關する限り、コロンバアヌスの修道院はベネディクトゥスのそれと比して特に禁欲的であるということとは出来ない。

次に睡眠時間について見るに、コロンバアヌスの戒律には起床と就寝の時間に関する規定はなく、唯第九章の終に記された「修道士の完全性について(De perfectione monachi)」の中に、修道士は「歩きつつ眠を催すが如くあるべ

く、眠り終へて後、起るるゝが如きことなるべし。(Ambulansque dormitet, nec dum expleto somno surgere compellatur;)とあり、睡眠を極度に制限している。然るにベネディクトゥスの戒律第四十一章に「(日の)光の中にすべてのものがなさるる様に (ut luce fiant omnia) 」とあり、従つて日没後直ちに就床したものと想像される。又第八章には「冬期即ち十一月一日より復活祭までは適度に塩梅して夜の第八時に起床せざるべからず。(Hiemis tempore, id est a Kalendis Novembribus usque in Pascha, juxta considerationem rationis, octava hora noctis surgendum est.)」又「復活祭より上記の十一月に至るまでは、日出時に行はるべき朝課が少時の間隔の後 (この間修友は用便に行け)、夜の聖務に続く様に時間が定めらるべし。(A Pascha autem usque ad supradictas Novembres, sic temperetur hora ut Vigiliarum Agenda parvissimo intervallo, quo fratres ad necessaria naturae exeant, mox Matutini, qui incipiente luce agendi sunt, subsequantur.)」と記され、更に夏期のイタリヤでは必要な少時の午睡、所謂 *siesta* があり(第四十八章)、これらの時間を合計すれば、冬には八、九時間、夏には七、八時間となり、修道士にとっては充分な休養が与えられている。(28) 従つて食事の場合に比し、睡眠に関してはコロンバヌスは甚しく禁欲的であるが、彼が食事においては寛に、睡眠においては厳にしたのは、郷里のアイランドやガリアの東部がイタリヤに比して気温が著しく相異している為ではなからうかと思われる。

最後に刑罰について見るに、コロンバヌスに於ては極端にまで苛酷の様に感ぜられる。彼の処罰方針については戒律第十章の「諸種の罪過について (De diversitate culparum) 」に示されているが、本章は他章に比してその内容は甚だ長く、又、他章が常に精神的方面のみを述べていることを思えばこれは余りにも不調和である。従つて本章はコロンバヌスの筆ではないという説もあり、今直ちにその真偽の程を決定することは出来ない。けれどもこれは察するに直接彼の筆ではないにせよ、彼の意考を休した弟子たちの記したものではなからうかと思われる。つまり、当時コロンバヌスの修道院(戒律第九章「修道士の完全性について」以下はボビオの修道院の記録と云わる。(30))において種々の過失或は大小の犯罪があつた時、コロンバヌスがこれに適當な処罰を命じ、弟子たちがかかる実例が今後にも起るであらうという事を予想して、その都度記憶のために書き遺したものがこの第十章ではなからうかと想像される。これは単に私の推察に過ぎないが、この第十章は他章に比してあまりにも些細な問題が取扱われて居り、而もこれらが何等整理

されて居らず、順序不同雑然とし、中には罰則と見做されぬ文章も混入し、罰として加えられる鞭打についても或は percussio 或は verber 或は plaga という異つた文字が無造作に用いられていることなどによって考えられる。

ところでコルンバアヌスの修道院において驚くべき苛酷な体罰が行われたことは史上有名であるが、本章に記載された重なるものを見て

食事の際祝福をうける規定を守らず、アーメンを答えざるもの

会食時必要もなき話をなすもの

自己の所有物なりと言ひ張るもの（註、修道院の共産生活に反す）

彼の嘗める《自分の今使用する》スプーンに十字の印をつけざるもの

常よりも大声に話すもの

若き修道士にしてランプを点し、十字の印をつける様年長の修道士に提出せざりしもの

無駄の仕事をしたるもの

詩篇を誦する前に咳を止めざりしもの

聖体拝領の際、聖杯に齒を当てしもの

供儀《ミサ》の順序を守らざりしもの

その際爪を切らざりし司教

鬚を剃らざりし助祭

聖務中に笑ひしもの

供儀をなす司祭及びこれに奉仕する助祭にして眼をぎよろつかせしもの

——以上の者孰れも夫々罰として六回鞭打す。

外出の際《他人より》祈禱を求めんとせず、祝福をうけて後、自ら十字の印をなさず、十字架の方へも行かざるもの

仕事の前後に祈りを忘れしもの

祝福をせずして食事をしたるもの

必要な品にても、命令を待たずして用ひ、又は、授受したるもの

家より戸外へ、戸外より家へと声が響き渡りしとき（さほどに大声にて物を云ふ者）

——以上夫々十二回鞭打。

忠告をされて直ちに相手に忠告を仕返すもの

祭壇を乱すもの

許されんが為に（処罰を逃れんがために）言い分けをなすもの

よく知らずして虚言をはくもの

頭を覆ひて家に入るもの

祈禱をなさずに食事をとるもの

——以上夫々五十回鞭打

一般各人には必要なしとして許されざる物品を所持し得たものが、之を紛失したる時。

——右のものの百回鞭打

証人なくして婦人と単独にて親しく会話せるもの

——右のものの二百回鞭打

などである。読み来って何人も慄然とする酷刑であることに気付くが、但し興味あることは同じこの第十章に「五十回の鞭打又は五十の詩篇を読むこと」、「三十回の鞭打又は十五詩篇を誦ふこと」、「二百回の鞭打又は二日間パンと水のみ」にて代うことが出来るとあるから、彼等のうけた体罰は現在の我々が想像する程の残酷なものではなかったのではあるまいかと思われる。

Si quis obliviscitur psallendo, seu lectiones, *quatuor psalmos*. Si quis tardius veniat ad orationem, *quingaginta, vel plagis quingaginta*: (p. 222 B)

Qui parvum peccatum retineat, simili correptione, non eadem afflictione poeniteat, *sed plagis*

triginta, aut quindecim psalmos canat. (p. 222 D)

Qui solus cum sola femina sine personis certis familiariter loquitur, maneat sine cibo, vel duobus diebus in pane et aqua, vel ducentis plagis. (p. 223 A)

けれどもこれは又逆に詩篇の朗誦や食物の減少が彼等にとつては非常な苦痛であり、これに反して打撲に堪えることはさほどでもなかったことを意味しているのかもしれない。若しそうであるとすれば当時のガリア人の智能程度は決して高いものではなく、又その信仰の深さも略々推算出来るのではなからうか。

一方ベネディクトゥスの戒律に見られる罰則はこれと全く異なる。同戒律に列挙されている処罰は、軽度の過失は共同食卓から除外され、祈禱所に入ることが禁ぜられる程度で(第二章)、その他私有物を持つもの(第三十三章)、食事に遅れたもの(第四十三章)、読書時間に読書をせず雑談などをするもの(第四十八章)など、要するに修道院の規定に背くもの(第二章)は対しては、すべて一二度これに訓戒を与え、而も殆んど改心の見込なきものを破門(共同生活からの隔離)するが、体罰(verber, vapulare)を加え又は断食を要求するのは主として兒童(第三十章、第四十五章)、或は破門されても改心せざるもの(第二十八章)に限られるのである。このように破門は訓戒されても効果のない者に対する罰であるが、他に、同じく破門されたものに接するもの(第二十六章)、同日帰院の予定で外出し院外で食事したもの(第五十一章)なども破門される。ところがグレゴリウスの「対話篇」を見ると、外食した弟子たちに対してベネディクトゥスはこの罰を免じた話が出てくるから、⁽³¹⁾ 実際は以上の諸罰則も余程寛大に取扱われたものと考えられる。

尚、同ベネディクトゥスの戒律には「戒律に規定する罰に(regulari disciplina, correctioni regulari, vindictae regulari)処すべし」といふ句が見えるが(第三章、第三十二章、第四十八章、第六十七章)、具体的に戒律中の何を示すかは明記されていない。

以上の外、同戒律には聖務日課に関する規定がある。ベネディクトゥスの戒律には第四十三章に、「何物も聖務に優先さるべからず(Nihil Operi Dei praeponeatur.)」あり、その時課、誦すべき詩篇などが第八―第十八章に記されてあるが、コロンバアヌスの戒律(第七章)においては極めて繁雑な記述にも拘らず、その具体的な実施方法に明瞭さを欠いてる上、この問題は

本小文の主目的ではないから除外する。

然らば、上記のようにコロンバアヌスの要求した体罰が数篇の詩篇朗読乃至は数日の減食と同程度の苦痛に過ぎなかったとしても、何故に彼はかくも繰り返えし繰り返えし体罰を課すことを要求し、又これが戒律の中に記載されたのであろうか。これは勿論コロンバアヌスの激しい気性によるとは云え、彼が当時の修道生活の墮落及び一般社会、特に上流階級の道徳低下を目のあたり見た結果、何らかの強力な手段によってこれを矯正しようと考えたためではなからうか。

既に記した如く、ブルグンドファラの院長時代(32)ファルモーチエの修道院において未だ禁欲生活に慣れぬ修道女の逃亡（未遂）事件があったことをヨナが述べているが、かかる一二の院内の不祥事件にもまして我々が驚くことは、コロンバアヌスの戒律第十章中悔悛告白すべき罪として、ミサに用うべきパン即ち聖体を或は紛失し、或は不注意の為に乾燥し、虫に食われ、変色し、用をなさなくなるまで気が付かなかった場合のことなどが記されてあり、(33)当時の修道士の不謹慎、不真面目が如何に甚しかったかが察せられる。更に当時のフランクの宗教界も腐敗し、僧官売買は至るところに行われ金力を以て聖職に就く者は極めて多く、又、「或る司教は飲酒癖強く、屢々四人がかりで食卓からつれ戻される程であったが、その上に食欲で隣人の領地を勝手に没収し、一司祭がこれを阻止せんとした時彼は怒って同司祭を生きたがら腐った死体のある墓に埋めた」という。或は「聖職に就任後、前任者の友人を尽く死ぬまで迫害し」、又「或修道院長は盜賊や殺人者などの悪党と交り、一貧民を家から追い出してその妻を犯そうとしたが却ってその夫に殺された」というような数々の非行が伝えられている。(34)従って俗界にあつては勿論之より甚しく、メロヴィンガ朝廷内の陰謀、暗闘、殺戮などは恐らく想像に絶するものがあつたと考えられる。青年時代アイルランドの僻地において厳格な修道生活を体験したコロンバアヌスがこうしたフランクの現状を目のあたり見て強烈な憤りを感じたであらうことは疑いなく、かかる義憤が如上の体罰の強制となり、更に又「処罰の程度に関する書」(35)を記して僧俗に関する各種の罪（例えば殺人、姦淫、窃盜、偽証、口論、酒乱その他）の処罰を命じたものと思われる。

之を要するにベネディクトゥスとコロンバアヌスとは既に見たような性格の著しい相異ということだけではなく、夫々の接した環境そのものにも相異があり、これが自然相互の戒律作製時の態度に影響を与えたのではなからうか。ベネディクトゥスは俗界から全く隔離された静寂の地スピアコ、モンテカシノに定住して彼を慕いよる弟子たちの生活のみ

考え、又これら新入者にスタビリティスを要求しつつ修道生活が身につくように教育すれば他に案ずることはなく、その立場にあつて永年の経験を生かし、熟慮の上記述したのが彼の戒律であつた。故にその内容を見れば修道者の心理にまで立ち入つて物事を考え、将来起り得べきあらゆる場合を予想して周到な説明を施し、厳格に過ぎず寛大に失せぬように考慮した点が至るところに認められる。然るに後者コロンバアヌスは同じく修道者と云い乍らも、俗人特に權謀術教にたけた貴族に接する機会が多く、又彼の名声を嫉む司教たちにとりまかれ、彼を師とする修道士たちも必しも誠実な求道者のみではなかつたであらう。従つて人一倍正義感が強く熱情家であつた彼は前例なきかかる特殊な戒律を作る心理となつたのであらう。故に以上の両戒律は成立当時の情況を考える時夫々その内容の相異なる理由を理解出来るのであるが、これを別の觀點に立つて見れば、前者は修道院内の組織統制に重きを置き記載事項は具体的であるから、場所と時代とを問わず、すべての修道者に恰好な規則であるが、後者コロンバアヌスの戒律は当時のガリア（リュクセイを中心とする）の修道者の実情に應ずべく書かれた云わば一時的な便宜的な法律に過ぎなかつたように思われる。ここに今後両戒律が全く異つた結果を辿つた原因があつたと云うことが出来よう。

三

以上によつて明かなように、修道者としてのベネディクトゥスとコロンバアヌスとは多くの点において対照的な性格と行動とを示している。そうして以後の歴史を見れば、前者はその戒律を通じて所謂ベネディクト教団（ベネディクト會）の名称のもとに異常な發展を遂げ、現在においても同教団はカトリック教内に重要な地位を保っている。これに反して後者コロンバアヌスの戒律は少時にして姿を消し、又その生活様式は全くベネディクトゥスのそれに移換されてしまつた。（現今のコロンバン會はコロンバアヌスの名に因んで設けられたものであるが、コロンバアヌスの戒律を採用していない。）かかる両者の盛衰は一般にその戒律の内容に原因すると云われる。即ち中世キリスト教史或は修道院史においては常にコロンバアヌスの苛酷な刑罰と、ベネディクトゥスの温和にして周到な教育方針と優れた組織化統制化とを記した戒律を對比せしめるのである。この見界は勿論正当であるが、両者の消長は單に戒律だけではなく、他にも重要な原因があるのではないかと思われる。それは教皇との關係である。つまりこの両聖者が時の勢力者である教皇と如何なる關係に

あったかということが歴史における夫々の地位を決定的ならしめた大きな原因となっているのではないかと考えられる。

ベネディクトゥスは生涯を通じて教皇との関係を持っていない。けれどもベネディクトゥスが予言した如く、彼の死後即ち五八〇年頃モンテカシノがロンバルド人の侵寇をうけたため、修道士たちがローマに避難しラテラン宮の側に修道院を設けてここに住んだということは一見甚だ不幸な事件のように見えるが、実はこの不運が却って当時ローマの聖アンドレ修道院に修行をしていた(五七四以来)グレゴリウスにベネディクトゥスの戒律が認められる機会を作ったのであった。当時の聖アンドレ修道院は充分な資力を持っていた筈であるから同戒律に見られる自給自足的な生活様式を必要をせず、従って今直ちにこの戒律に切りかえることはしなかったであらうけれども、グレゴリウスが同戒律に非常な興味と敬意とを持ったことは事実である。そうして教皇職に就任後、五九三年末乃至五九四年春に「対話篇四書」を書いたが、四書に互って諸聖人の奇蹟を述べる中にベネディクトゥスについては第二書全部即ち最大の分量を割き与え、ベネディクトゥスは一般人とは勿論のこと他の諸聖者よりも隔絶した人物なるが如く記述したのであった。もとよりグレゴリウスは四書の中でベネディクトゥスの戒律が以前の他の諸戒律に比して特に優秀であるとは云って居らず、上詔の如く直ちに之を採用する意考はなかったようであるが、かくベネディクトゥスを極めて高く評価することによって将来はベネディクトゥスの或はモンテカシノ風な修道生活を奨励しようと考えたと思われる。こうした教皇の計画は直ちに実現化するまでには至らなかったけれども、かのアウグスティヌスのブリタニアへの派遣、更にアウグスティヌスの流をくむ人たちのドイツへの English mission が続けられるにつれて、ベネディクトゥスの戒律は徐々に広範囲に採用されるようになってくるのである。かく見ればベネディクトゥスの修道院の今後の偉大な発展の裏面にはグレゴリウス教皇の宣伝、即ち「対話篇」の存在を忘れることが出来ないと思うのである。

之に反してコロンバヌスは単にフランクの為政者たちから孤立していたのみではなく、教皇の支援すら得ることが出来なかったことが、彼の巨人的な活躍にも拘らずその影響力を減殺させた原因であつた。この彼の孤立化は彼がフランク王国に住みながら余りにもケルト的であり、ケルト式修道院の風習に固執したことによる。かのブルンヒルダがテオデリックの宮廷においてコロンバヌスを排撃する際にも、宮臣たちの支持を求め、且、国内の司教たちと組ん

で彼の教と戒律とを攻撃して居り⁽³⁹⁾、コルンバアヌスの死後、エウスタシウスがリュクセイの修道院長であつた時にも *Agrestius* が同じくこの問題を取り上げて大論争をまき起している。⁽⁴⁰⁾ところが当時のガリアの聖職者たちにとって、この異国的な風習(例えば服装や剃髪の相異)中、単に奇異なものとして看過出来ない重大な問題があつた。それは復活祭の日取りの食い違いである。恐らくコルンバアヌスがその生涯を通じて最も頭を悩ましたのはこの復活祭のことであつたように思われる。

復活祭の日取りに関する論争は七世紀におけるキリスト教界の大問題であり、ブリタニアにあつてもかまびすし論戦が展開しているが、⁽⁴¹⁾ローマ教会では四五七年、古き八十四年週期による算出法を廃してアキタニアのヴィクトリウスの算定した五百三十二年週期に従つて復活祭の日取りを定めた。⁽⁴²⁾この新制度はガリアにも伝わり、五四一年フランクではオルレアンに宗教會議を開いて⁽⁴³⁾司教三十八名、司教代理十二名出席)礼拝の統一を計り、復活祭についてはこのヴィクトリウスの制定した図表を採用した。ところがかかる時代の変化を知らぬ異国人コルンバアヌスは従来アイルランドで行われた旧制度の正当性をあくまで主張し、その証左としてアナトリウス(シリアのラオディケアの司教、二八三死)を引合ひに出した。かくて論争が次第に表面化した為、コルンバアヌスは教皇の使節 *Candidus* に具申したが効果なきを知り、直接ローマ教皇グレゴリウスに書簡を提出したのであつた。(五九五—六〇〇年間であらう)。彼はこの書簡において教皇に対し「聖なる主、キリストにおける父ローマ(教皇)、教会の最も麗はしき飾り、宛も、か弱き全ヨーロッパのいとも莊嚴なる花、け高き監督者……に、キリストにおける卑しき鳩(コルンバ)なる我渡来者(謹みて)御挨拶を申上ぐ。(Domino sancto, et in Christo Patri Romano pulcherrimo Ecclesiae decori, totius Europae flaccens-
tis augustissimo quasi cuidam flori, egregio speculatori, ego bargoma vilis Columba in Christo mitto salutem.)」⁽⁴⁴⁾と最大の讃辭を以て敬意を表しているが、一度復活祭の問題になると文面極めて戦闘的で「我は信ず、如何にアナトリウスが一彼は聖ヒエロニムスの云へる如く非常なる学識の人にして、その拔萃文をケーザレアの司教エウゼビウスが教会史の中に掲載し、更に聖ヒエロニムスがその目録中に復活祭に関するこの業績を高く評價したり—この月齡(教皇の支持する)につき論難したるかは犯下の御承知されざる筈なきを。(Non latet enim, ut credo,

efficaciam tuam, quantum Anatolius, mirae doctrinae vir, ut sanctus ait Hieronymus, cujus Eusebius Caesariensis episcopus in ecclesiastica Excerpta inseruit Historia (sic), et sanctus Hieronymus in suo hoc idem de Pascha opus collaudavit Catalogo, de hac lunae aetate vituperando disputet;.....」(47)と云ふ更に「この問題において死せる獅子(レオ)よりも生きたる大の方がむしろよし。されば生きたる聖なるもの(《グレゴリウス》は、更に大いなる他のもの《レオ》によって訂正されざりしことを是正するを得。我らの師たち、古のアイランド人、哲学者達、教を取扱ふいとも賢明なる算定家達にとりて、ヴィクトリウスは適当なりとして受け入れられず、否、權威ありとしてには非ず、むしろ笑ふべきもの、或は止むを得ざるものとして受け入れ居るを知り給へ。(Melior forte est canis vivus in problemate leone mortuo. Vivus namque sanctus emendare potest, quae ab altero majore emendata non fuerint. Scias namque nostris magistris et Hibernicis antiquis, philosophis et sapientissimis componendi calculi computariis, Victorium non fuisse receptum, sed magis risu vel venia dignum, quam auctoritate.)」(48)と云ふ、進んではヴィクトリウスと、アナトリウスを称讃するにエロニムスとを対立せしめて二者択一の境地に教皇を追いつめ、「されば猥下が上記の相異する二者《学者》の説を認可するに当りて、猥下とエロニムスとの間に判決に何の矛盾もなき様は留意なさるべし(Tua itaque consideret vigilantia, ut in fide duorum auctorum supra dictorum, sibi invicem contrariorum, probanda, nulla sit inter te et Hieronymum in sententia promenda dissonantia;.....)」(49)と云ふ、(47)こにもコロンバヌスの妥協を許さぬ厳しい性質の一端が表明されたのであった。

ところでこの書簡は果して無事グレゴリウスの許に達したであらうか。彼がその後教皇ボンファキウス四世に宛てた書簡(第三書簡)の中に「この故に、さきにグレゴリウス教皇宛にこの問題について記したる我等の手紙の伝達者を悪魔が二度阻害したり。」(Idcirco semel et bis Satanas impedivit portitores nostrorum ad..... papam conscriptorum Gregorium olim apicem in subjectis positorum,.....)」(48)と書いていることによって教皇へは届かなかったと思われるが、もし幸にして教皇がこれ入手したとしてもこのような高圧的な要求が承認される筈はなく恐

らくは無視されたに相異ない。(尙、グレゴリウスはコロンバヌス宛の書簡を遺していないことも考え合さなければならぬであらう。) かくてコロンバヌスはあくまで自己の見解を固持することによって教皇と対立する運命となったが、一方フランクの司教たちは六〇二年乃至六〇三年シャロンに集つてこの問題につき討議⁽⁵⁰⁾した。コロンバヌスはこの会議に列席することを拒絶し、代うるに書簡を送っているが(第二書簡)、これにも依然としてヴィクトリウスよりもエウゼビウスやヒエロニムスに讃えられたアナトリウスの正当性を強調するのであった。但しここに我々の注意が惹かれるのは彼がその末文において、かかる問題よりもむしろ平和と愛とを以て全キリスト教徒が一致すべく、「靈文たちよ、我ら卑しと雖も汝等の為に祈る如く、汝らも亦我等の為に祈れ。而して我らを外国人と見做す勿れ。そはガリア人にせよ、ブリタニア人にせよ、イベリア人(イベルニア人即ちアイルランド人を意味するか)にせよ、如何なる民族にせよ、我等はいづれも共に一つの身体⁽⁵¹⁾の肢なればなり。(Patres, orate pro nobis, sicut et nos facimus, viles licet, pro vobis, et nolite nos a vobis alienos reputare; unus enim sumus corporis commembra, sive Galli, sive Britanni, sive Iberi, sive quaeque gentes.)」と記していることである。この中の一句はロマ書一二ノ四、五からの引用であらうが、彼は当時の狭量なフランクの司教たちよりも遙か高所に立つてキリスト教の将来を期待して居ることが偲ばれるのであって、決して凡庸な布教家でなかったことが窺われる。けれども彼の強靱な意志と峻厳な性格とはローマ教皇その人に対する見界においても一般と異り、彼の折角の努力を水泡に帰せしめている。彼によれば教皇は決して宗教界における神聖不可犯の権力者ではなく、単に正義の最高の支持者に過ぎないのである。さればボンファキウス四世(六〇八——六一五)に提出した書簡(第五書簡)の中に、現今の宗教界の腐敗を嘆き、又さきにヴィジリウス教皇(五三七——五五五)が第五宗教会議においてエウティケス派、ネストリウス派、ディオスコルス派などの異端を容認したと伝えられるのに現教皇がヴィジリウスを称讃することを非難し、「すべて信仰より生じたるものならざれば罪なり(ロマ、一四ノ二三)。もし猥下にして真の信仰より離れ、信仰の第一歩を破られしならばこれ猥下の罪なり。即ち罪人たち(前記の異端者のことであらう)を記念することが失せ又忘れ去るまで、若輩のものが猥下に反抗するは当然のことにして、猥下と信徒の交り⁽⁵²⁾をせざるも亦当然なり。(Omne enim, quod non ex fide, peccatum est. Jam vestra culpa est, si vos deviasitis de vera fiducia, et primam fidem irritam fecistis: merito vestri junio-

res vobis resistent, et merito vobiscum non communicant, donec perditorum memoria deleatur, et obli-
 (52)
 (52) ioni tradatur.」)とまで極言するのである。これは正に近世初期の宗教改革者を思わせる勇敢な言葉であるが、この様な直情径行は結局は時代の大勢に順応することが出来ず、一部の熱烈な信仰者を除くすべての者から孤立してしまつたのである。コロンバアヌスにとっては時の国王や教皇の社会的地位の如きは殆んど問題ではなく、唯正義の下には一切のキリスト者は平等な立場にあると考えたのであった。けれども当時の賢明な布教家たちは必ず時の権力者を巧みに利用し、その庇護の下にあって伝道する。例えば八世紀の布教家ボンファキウスの如きは、グレゴリウス二世、同三世、ザカリウスなどの諸教皇の承認を得、且、フランクのカルロマンの後援の下にドイツに伝道している。コロンバアヌスの場合、その性格と過去の経歴とがかかる協調的な妥協的な態度を許さなかつた事は止むを得ないとしても、結果的に見れば極めて不利であつて、ベネディクトゥスが當時は夢想だにもしなかつたグレゴリウス大教皇にその死後理解され、尊敬され、且、宣伝されたこととまことによき対照をなして居ると思われる。

結

以上三節に互つて述べて来たことを綜合すれば、コロンバアヌスはその布教伝道に広大な活動を示したけれども、激しい性格と厳格過ぎる戒律と更にローマ教皇の支持を得られなかつた事とによつて、折角の努力は報いられることなく、彼やその弟子たちの創立した諸修道院は次の時代には尽くベネディクト修道院と化し去つたことになる。こうしてコロンバアヌスの事業は何の影響も与へず、中世キリスト教史の主流から除外されてしまつたように見えるのであるが、修道院運動の発展過程から見れば彼の存在と活動とは決して無意味であつたとは考えられない。

コロンバアヌス以前、ガリアにおける著名な修道者には、Monasterium Martini (Monasterium magnum, Martini) の修道院を建設したツールの司教 Martinus (d. 400) Lerinum (Lerins) の修道院を建てた Honoratus-
 (d. 429) Massilia (Marseilles) に建つた Cassianus (d. ca. 435) 四二五—四三〇年間にフランス東隅ユラ山中に修道院を(後に St. Oyent, 或は St. Claude の修道院と称せられたもの)設けた Romanus, Lupicinus の兄弟、アルルに近いローヌ河上の一島に設立した Caesarius (d. 542) ヨンヌ河畔に修道生活を行った(即ち St. Ger

main 修道院) Germanus (d. 448) などが、従って修道思想は決して貧しくなく、夫々設立者の好む戒律によって多数の弟子を收容して居たが、六世紀から七世紀初にかけて修道生活の優れた指導者はなく、特にメロヴィンガ朝の衰頹期に當って政界は混沌たる有様であつたから、人心次第に頹廢し教会もこれを救済する氣力に欠けていたのであつた。宛もこの時突如として渡來したのが、熱烈な修道思想と嚴格な禁欲生活に鍊えられた體驗を持つコロンバヌスである。されば墮落し切つた世相をなげく人々は、挙つてこのアイルランドの聖者と歡迎してその教を聞き、彼又痛烈な言辭を以て王室の風儀を正し、峻嚴な刑罰法を記した戒律を編纂して修道者を与え、且、一般庶民をも含む前出の「処罰の程度に關する書」を作つてフランク人の風俗刷新を企たのであつた。然るに前述の如く、不幸にして彼の苦心は直ちに報いられなかつたけれども、少くとも彼のフランク滞在中、その影響の下に建立された大小の修道院は、彼がボビオに移住した後も依然として存続し、地方教化に當つたことは注意されねばならないであらう。そうしてこのように彼の弟子たちがひたすら師風を繼承して衰を見せなかつたことが、次の時代にベネディクトゥスの戒律が伝來し広布して行く上に却つて効果的な作用をしたのではなかつたかと思われる。ベネディクトゥスの弟子マウルスが五四三年にこの地に来て Glanfeuil (St. Maur-sur-Loire) に修道院を建てたという伝説は疑問視されてよいとしても、七世紀に入るとベネディクトゥスの戒律はフランク内の諸修道院で採用されたものの如く(一時はコロンバヌスのそれと併用)、六三〇年にはかの Luxeuil⁽⁵⁴⁾、翌六三一年には Solignac (前出、コロンバヌス系)、六三五年には Rebais (前出、同上)、六五〇年には Lerin⁽⁵⁵⁾、六五九年には St. Peter in Sens、六六二年には Corbie (コロンバヌス系) などにベネディクトゥスの戒律は採用され、かかる状態が継続しつつ遂に八〇二年アーヘンの會議、八一三年のランス會議において同戒律が推薦され、更に同八一三年シャロンの宗教會議にて当地方の修道院はすべてベネディクトゥスの戒律を用うべきことが決せられた。⁽⁵⁴⁾これらは何時かは来るべき當然の結果ではあるが、ここに我々が注意すべきことは、フランスの場合は、ベネディクトゥス修道院發展過程においてイングランドやドイツと全く異っている点である。イングランドにあつてはさきにケルト的修道生活があつたが、ベネディクトゥスに好意を持つグレゴリウス教皇の命をうけたアウグスティヌスの渡來以來、カンタベリーを中心としてローマ的(ベネディクトゥス的)修道生活様式が次第に地歩を固めて行く。又、ドイツにおいては五世紀の手に Severinus がウィーン⁽⁵⁵⁾の近くに修道院を建て、六世紀には Fridolinus が Säckingen

の地に男女の修道院を建てた事実などはあるが、未だ修道思想が一般大衆の尊敬と魅力とを獲得するまでには至って居らず、八世紀前半にボニファキウスが来つて以来、所謂ベネディクトゥスの修道院は漸く軌道に乗るのである。然るにフランスでは前述のように修道院は著名宗教家の尽力によつて既に広範囲に設置されたに拘らず、これらの内部の規律は夫々区々であり、而も何らの肅正、改革を見ざるままに、隔離隱遁を原則とするその生活は却つて墮落し、無秩序無統制に陥り易い傾向を辿つた。されば若しここにベネディクトゥスの戒律が伝わつて来たとなれば、安逸に慣れた彼等修道士はその戒律の温和寛大さの故にひたすら易きに従ひ、而もイングランドやドイツに見られたような優れたベネディクトゥス系の指導者をも持たぬ為、恐らく今後のフランス修道院は右の二国におけるような發展を期し得なかつたであらうと思われる。然るに幸にしてここにケルト的（アイルランド的）とは云え、如何なる權威をも恐れず所信を断行するコルンバヌスのような偉大な宗教家が現れ、先づ信者に懺悔告白を要求して精神生活の重要性を強調し、修道者には厳しい刑罰を設けてとかく虚偽の信仰に溺れんとする一般世人に一大衝撃を与え、一方又、彼のこの言行に至大な感銘をうけた人々が常に彼の戒律の支持者となつてその精神を繼承して行つたことが、却つて次の時代に伝わつて来たベネディクトゥスの戒律の真精神の理解と、この戒律による修道院の繁榮のために途を開いたのではなかつたか。即ちモントランベールの言葉を借りるならば「コルンバヌスの募集したものをベネディクトが訓練したのであり、コルンバヌスが播いたものをベネディクトが刈り入れたのである」ということも出来るであらう。我々はリュクセイやボビオ、或は聖ゴール（サン・ガレン）の諸修道院が中世文化史上に遺した数々の華々しい功績をその設立者コルンバヌスの名において讃えることには勿論躊躇しない。けれどもフランスにおける修道院運動の發展史におけるコルンバヌスの地位は右の理由によつて同じく重要性を持つてゐる。悲劇的生涯を送つた人物はとかく歴史の表面から見逃される。けれどもかかる人物の隠れた仕事の上に次の成功者の業績が常に置かれてゐるという実例をこのコルンバヌスの場合にも見出されるのではなからうか。

註 (一) 此の生死年は Heimbucher, Die Orden und Kongregationen der katholischen Kirche, 1933, B. I, S.

159—160 頁 49。

(2) Migne, Patrologia Latina, Vol. 77, Gregorius Magnus, Dialogorum Libri IV, 但し第二書は Vol. 66, p.

125. Vita S. Benedicti. 西ノミナ^ス

(3) Gregorius, Ibid. p. 126, Prolegomena.

(4) Dudden, F. H., Gregory the Great, 1905, Vol. p. 321—322.

(5) 昔々は明瞭ではなかつた。Montalembert, Count de, Monks of the West, 1861, Vol. II, p. 398 以下にキヤン
タベスの死後四年の事について。

(9) Migne, Patrologia Latina, Vol. 87, p. 1011 ff.

(7) Vita Columbani, Prologus Auctoris, p. 1011.

(8) Jona 及 Guntram によつて Siegbertus (Sigibert) により記述せられた (p. 1018)。然しコロンバヌスのフランクに
渡来したのは五九〇年頃である (Heimbucher, Ibid. B. I, S. 151) Siegbert は五七五年に死んでゐるからコ
ンペツクスを記したる Guntram の死である。

(9) 以上の十年より数年前に Jona により記述せられた (Jona, p. 1033)

(10) Jona, Ibid. p. 1035.

(11) Jona, Ibid. p. 1029.

(12) Jona, Ibid. p. 1037.

(13) Jona, Ibid. p. 1016.

(14) Jona, Vita S. Attalae, p. 1055. (Migne, Patrologia, Vol. 87.)

(15) Jona, Vita S. Eustasii, p. 1047, p. 1054, (同前)

(17)(16) Jona, Vita Col. p. 1039.

(18) 共に Heimbucher, Ibid. B. I, S. 143—144.

(19) ヘネディクト戒律の全訳には「一九〇六年に日本トラビスト院蔵版「ヘネヂクト聖父の戒律」が出て居り、最近には
(昭和三十一年)ファン・ストラレン神父の著「平和の山——聖ヘネディクトの精神——」の第十五章、「聖ヘネデ
ィクトの戒律」がある。尙研究論文には竹内正三氏の「ヘネディクト修道律の歴史的意義」(広島大学文学部紀要、特
集中世研究、第七号)がある。

(20) 西ノ Butler, C. Sancti Benedicti Regula Monasteriorum, 1927. 又西ノ Sancti Columbani Abbatiss et

- Confessoris Regula Coenobialis. (Patrologia Latina, Vol. 80, p. 209—224.) など。
- (21) 上記のことは Hauck, A. * Kirchengeschichte Deutschlands, 1922, B. 1. S. 250 など述べられている。
- (22) Senior の語は一般に年長者を意味し、ハネディクトゥスの戒律にも屢々使用されている(第三、四、十二、十三、十七、四八、五六、五八、六三の各章)。けれどもこのコロンバヌスの戒律第一章には、この字は単数に示され「Senior の命令一下総ての者が立て」とあるから、これは Abbas (院長) と同義に解すべきであろう。従つて当時の Senior はコロンバヌス自身と考えてよいと思う。尚第七章には Seniores nostri の字が見えるが、これは先祖の意味であろうから問題にならぬし、又第十章には Abbas, Ostiarius (司番) Oeconomus (財産管理係) などが記され、ut seniori junior obediat (若輩者は年長者に従ふ) の句も見えるけれども、この第十章はボビオの修道院において稍々階級的組織の出来上つた時代のものであらうから、第一章とは區別して考へてよいであらう。
- (23) Regula Coenobialis, p. 219B. p. 224A. p. 218B など。
- (24) Paxinatum, —Du Cange, Glossarium ad scriptores mediae et infimae latinitatis など。Panis subcinericius, Panis racoctus など。トースト、又はビスケット、或は堅パン式のものを。
- (25) libra—Roman Pound (Lewis, Latin Dictionary), 327 グラム。(Bibliothek der Kirchenväter, Regel des hl. Benediktus, S. 62, Anmerk. 1)
- (26) hemina—0.27 リットル, (Bibliothek der Kirchenväter, Ibid. S. 62, Anmerk. 1)
- (27) Jona (Vita S. Columbari, p. 1026) によればビールは當時 Cervisia と称し、小麦又は大麦から製せられ、スコットランド人及び野蛮人を除き、海洋岸地帯即ちガリア、ブリタニア、アイルランド、ゲルマニアその他かかる慣習を持つ地方で用いられたとある。尚、コロンバヌスの戒律第十章に「ビールを多量に、又は不注意のためその四分の一をこぼしたる者は……(罰として) ビールの代りに水を飲むべし。(ut pro cervisia aquam bibat)」という規定がある。
- (28) 上記算定は Butler, C., Benedictine monachism, Studies in Benedictine Life and Rule, 1924, Chapter 17, p. 275 ff. など。
- (29) Heimbucher, Ibid. B. I, S. 142. Hauck, Ibid. B. I, S. 250, Anmerk. など。
- (30) Regula Coenobialis, Patrologia, Vol. 80, p. 216.

- (16) Gregorius, *Ibid.* Cap. VII—VIII, p. 156—160.
- (32) Jona, *Vita S. Burgundofarae*, p. 1078—80. (*Patrologia Latina*. Vol. 87.)
- (33) *Regula Coenobialis*, Cap. X, p. 222.
- (34) Dudden, *Ibid.* Vol. II, p. 53 ff.
- (35) 同じ書の内容はたゞつ彼の著である否かは疑問視せらるゝ。 Hauck, *Ibid.* B.1, S. 257—258, Anmerk. 参照。
- (36) Gregorius, *Ibid.* Liber. 2, Cap. 17.
- (37) Dudden, Vol. I, p. 116.
- (38) Gregorius, *Ibid.* Liber. 2, Cap. 36.
- (39) Jona, *Vita S. Columbani*, p. 1030.
- (40) Jona, *Vita S. Eustasii*, p. 1050—1051.
- (41) 拙稿『紀元中世紀におけるイギリスの宗教事情(法政史学、第八号)』参照。
- (42) *The Catholic Encyclopedia*, 1909. Vol VI, p. 360.
- (43) Hefele, *Concilien Geschichte* 1875, B. 2, S. 780.
- (44) *Epistola Prima Sancti Columbani*, *Patrologia*, Vol. 80, p. 259. 同頁註に *bargoma—peregrinus* なる語あり。
- (45) *Epistola Prima S. Columbani*, p. 260.
- (46) ditto, p. 261.
- (47) ditto, p. 262.
- (48) *Epistola III*, p. 269.
- (49) Dudden, *Ibid.* Vol. 2, p. 93, Note 1.
- (50) Hauck, *Ibid.* B.1, S. 263, Dudden, *Ibid.* Vol. 2, p. 89. 同じ Hefele はロマン・ヤヌスが出席を拒絶したことを論ずる。大〇一年の Sens の宗教會議ではなからうとせり。 (Hefele, *Ibid.* B. 3, S. 63.)
- (15) *Epistola II*, p. 268.

- (52) Epistola V, p. 279.
- (53) Heimbucher, Ibid. B. I, S. 174.
- (54) Hefe, Ibid. B. 3, S. 744—745.
- (55) さきに述べたエウスタシウスとアグレスティウスとの論争は遂に Macon (urbs ratisconensis) の宗教会議にまで進展したが、アグレスティウスの攻撃は奏効せず、依然としてコルンバヌスの制度が堅持されている。(Jona, Vita Col. p. 1050 ff. Hefe, Ibid. B. 3, S. 74.)
- (56) Montalembert, Ibid. Vol. 2, p. 543.